

「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の改定にかかる基礎調査等業務委託仕様書

1. 業務目的

本県では、令和5年3月に「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針（以下、「推進方針」）を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた企業等の積極的な取組を促進することで、県内の産業・経済の発展につなげることを目的としてプロジェクトを進めている。

本業務では、令和8年度までが取組期間となっている現行の推進方針の改定に向けて必要な調査等を実施することを目的とする。

2. 業務名

「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の改定にかかる基礎調査等業務

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

4. 業務内容

以下の項目について調査等を実施すること。

なお、調査等の詳細な手法や内容については、県と協議の上決定するものとする。

（1）国内外の動向の整理

ア 現行の推進方針において設定している6つの柱（※）ごとに、脱炭素に関する国内外における政府目標や政策、規制、企業戦略等の動向を調査すること。その際、推進方針策定時（令和5年3月）から現在までに生じた状況の変化について調査し、整理することとする。

イ 6つの柱以外の分野についても、推進方針の目的に関連する動向について、アに準じて必要な調査を実施すること。

（※）6つの柱

①自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応 ②カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進
③カーボンニュートラルポートの整備促進 ④再生可能エネルギーの導入・利用促進 ⑤CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進 ⑥CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化

（2）新たな脱炭素ビジネス等の現状分析・予測

ア 推進方針策定時から現在までに進展した事柄を中心として、脱炭素に関する新たなビジネス・サービスや最新技術についての調査を行い、それぞれの現状分析と今後の動向・成長可能性を予測する。

イ アで調査した事柄について、地域経済・産業の発展への寄与の観点もふまえ国内

外の成功事例を整理の上、成功要因（政策・規制、資金、技術、連携、人材、インフラ、立地等）や留意点を分析すること。

（3）三重県の現状分析・予測

- ア 現行の推進方針において設定している6つの柱ごとに、（1）、（2）で調査した内容をふまえ三重県を取り巻く状況を整理した上で、県内の産業構造や人材、インフラ、地理的・資源的条件等の要素から、三重県の強み・弱みやボトルネックとなっている事象等を含めた現状を分析するとともに、今後の将来予測をすること。
なお、現状分析・将来予測にあたっては県内企業・団体等へのアンケート・ヒアリングなどに基づく情報を収集すること。
- イ 6つの柱以外の分野についても、県内の産業・経済の発展に関連する事柄について必要に応じて現状を分析するとともに、今後の将来予測をすること。

（4）めざす姿・課題整理

- ア （3）で分析した分野について県内への適用可能性もふまえ、短期（5年後）と中長期（10～20年後）について今後のプロジェクトで取り組むことによって達成すべきめざす姿を提案すること。なお、めざす姿の提案にあたっては、可能な範囲で定量的な分析を行うこと。
- イ （3）での分析もふまえ、めざす姿を実現するにあたり解決すべき課題を整理すること。

（5）具体的施策・方向性案の検討・提案

- （4）イで整理した課題を解決し、（4）アで提案しためざす姿（短期）を実現するために、県が取り組むべき具体的な施策・方向性を提案することとし、時系列にコードマップとしても示すこと。

（6）有識者ヒアリングの実施

- （1）～（5）の内容について、受託者が適切と考える有識者もしくは県が指定する有識者からヒアリングを行うこととし、ヒアリングの設定から資料・ヒアリング結果の作成等、実施に必要な一連の業務を行うこと（目安として7名×4回程度、うち2回を対面、2回をオンラインでの開催を想定。詳細は協議の上決定。）。ヒアリングの結果は必要に応じて（1）～（5）の検討内容に反映すること。なお、ヒアリングに係る三重県職員の旅費を除く一切の経費は受託者において負担すること。

5. 業務の進め方

（1）実施体制

受託者は、契約書の条項に基づき実施責任者を設置し三重県に書面で報告するもの

とする。

（2）中間案報告

受託者は業務の進捗状況について三重県と協議のうえ、令和8年7月までに中間案報告を行うものとする。なお、報告においては、県が内外へ説明するための概要版も作成すること。

（3）最終案報告

受託者は業務の進捗状況について三重県と協議のうえ、令和8年9月までに最終案報告を行うものとする。なお、報告においては、県が内外へ説明するための概要版も作成すること。

（4）完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、契約書の条項に基づき遅滞なく委託業務完了報告書を三重県に提出するものとする。

（5）成果品の提出

ア 受託者は、業務が完了した時点で委託業務完了報告書とともに、検査を申し出るものとする。

イ 成果報告書の体裁、部数、提出方法等

掲載する内容等は協議のうえ決定するものとし、電子データ（DVDまたはUSBメモリ）1セットと印刷物（A4判）2部を提出するものとする。

ウ 成果品の帰属

本業務の成果品については、全て三重県に帰属するものとし、受託者は三重県の許可なくして、これを複製、貸与、流用してはならない。

なお、廃棄を行う場合は機密情報保護に留意し適切に処理すること。また、受託者が成果品に有する著作権・人格権を有する場合においても三重県及び指定の者に対してこれを行使しないものとする。

エ 成果品の補足・修正

本業務完了後、三重県が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は三重県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施することとする。

オ その他

受託者は、本委託業務を実施する際は関係法令等を遵守し、関係機関に対する手続きが必要な場合は適切に対応すること。

三重県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該

権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に三重県に協議すること。

6. 検査

検査は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8. 変更に関する協議

業務内容の変更、及び契約期間の延長、及び契約金額の変更については、契約書の条項によるものとする。

9. 障害を理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

10. その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

11. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 政策企画部 企画課 森田、木谷、天春

電話：059-224-2031 ファクシミリ：059-224-2069

電子メール：kikakuk@pref.mie.lg.jp